

原告 株式会社セントラルマーケット

被告

被告

準備書面3(被告)

スターティーインターナショナル株式会社(旧社名 株式会社セントラルマーケット)から訴訟のお誘いがあった為に、スターティーインターナショナル株式会社への準備書面3(被告)を作成。

準備書面2(被告)では、裁判所に釈明権及び釈明処分行使を求めている。

この釈明権及び釈明処分は、相手が裁判の進行や事実の追求を妨害する為に話を逸らしたりする場合、裁判所に対して事実関係の認定を行使依頼する際に使用する。

この釈明権及び釈明処分行使をされた場合、しっかりとした立証を行わないと都合が悪いから誤魔化しているとの自白『**擬制自白**』と判断が下される。

スターティーインターナショナル株式会社は、前訴でも本訴でも都合が悪い為に立証を拒否し、認めない、憶測だ等と愚かな主張を行っているのである。

第1 原告の否認内容及び争う姿勢について

準備書面2(原告)1 ページ目下から7行目 『なお、民事訴訟手続きを行っている以上、訴訟に必要な範囲で主張・反論を行うのは当然の事であり、被告らが主張する事項に逐一反論しないからといって、被告らの主張を認めるものではない。被告らは、「擬制自白」云々を主張するが、原告は、準備書面1及び本準備書面で明確に取り上げていない被告らの主張についても、全て否認ないし争うものである。』との原告主張を認めない。

争うなら、証拠を提示して論述反論しろと命令したはずだが？

それとも何か？

今回の原告準備書面は、威勢良く喧嘩を売って、ボコボコに返り討ちに遭った際に、

『 **今回は、この程度で許してやる。** 』

と言うコトの王道ネタを裁判の準備書面に転載してしまったのか？

その様にはみえないのだが・・・

今度、リーバマン法律事務所 石井 邦尚 と 法律事務所フロンティア・ロー 宮島 渉 に

はコントを転載してしまったかの釈明機会は与えてやる。

裁判官には、準備書面2（被告）にて請求した事実関係の認否及び釈明、証拠提出を求める項目について

- ・ 口頭にて、被告主張を全ての項目について認めると認定をお願い致します。
- ・ 判決文にて、被告主張を全ての項目について認めるとの記載をお願い致します。

上記2点をお願い致します。

準備書面2（原告）を見て頂ければお分かりだと思いますが、このお笑いにもならない状態になっても原告は被告主張について全て否認ないし争うと断言している。

この状態で、**口頭及び判決文での事実関係の認否の記述が無い場合は、再度業務妨害の訴訟を仕掛けて来る事は間違いないと断言させて頂く。**それ程までに原告は悪質な集団。

第2 本件各記述の真実性について

(1) 本件各記述の内容と真実性の立証対象

2ページ目上から9行目『したがって、名誉毀損の違法性阻却要件としての真実性を主張するのであれば、被告らは、原告が、組織的・日常的に、意図的に相手を騙して契約受結の加入を行っていること(悪意の虚偽説明による勧誘をおこなっていること)を立証する必要がある。』との原告主張を認めない。

前訴及び、本訴で立証したたる。

それに対して、原告側は『今回はこの程度で許してやるか』的な反論しかしてないのだが？

(2) 別件訴訟の控訴審判決について

- (a) 2ページ面下から5行目『別件訴訟の控訴審判決では、原告の従業員と被告との乙2・35の電話の後に、被告が広告申込料金を支払ったと認定されている』との主張を認めない。

電話(乙2・35)と広告料金支払時期については、前訴控訴審の第1回目 訴訟内容の確認の際に行っている。

その際でも、電話が先で支払いが後と言う事にはなっていない。

この程度の事ならば、前訴の控訴審書記官も恐らく記述しているだろう。

甲8の控訴審判決文にも、2ページ目4行目に『申込料金52万5000円を支払う旨の契約を締結し、**控訴人が上記料金を支払ったが、契約締結のころに**、被控訴人が、ユーザイドの利用者は掲載された広告を閲覧するためにアクセスする者が殆どであり・・・』

との記述もある。時期に関しては織り込み済み。

(b) 3ページ目上から6行目 『上記 の電話の段階で、被告 の広告のリンクバナーをハイステージに掲載すると決めていたわけではない。』との原告主張を認めない。

ユーサイドのトップページ(乙20)のWebサイトで一番ユーザーが閲覧すると言われる箇所(乙21)にバナー広告を貼ってアクセスの無い(乙19, 26初日アクセス数)張りぼてWebサイトなのに、何故4ヶ月の掲載期間(乙1)で2万アクセス保障できるの? そして、当然の如くハイステージにバナー広告が掲載されているのだが?(乙11)

何故ユーサイドみないな張りぼてWebサイトで、2万クリック保障できたのか教えて頂けます?(嫌みで書いている事は認識しろよ。)

(c) 3ページ目上から8行目 『本件広告掲載契約が締結後(4日後)に乙2・35の電話がなされているものであり原告従業員が被告らを騙して契約締結の勧誘を行ったものでえはない事は明らかである。』との原告主張を認めない。

乙2・35の内容は、契約締結前の営業電話でも当然聞いている。

なお、乙2・35で原告営業と話が食い違ったのは、ユニークユーザー数だ。その他については、

- ・ Us i d eユーザーは、1人当たりが読んでいるページ数が多い。
- ・ Us i d eを見ているユーザーの方は、きちんと内容を読んでいる。
- ・ Us i d eは、内容をきちんと読込まれている質の良いユーザーの方に見て頂いている。
- ・ 深く掘下げて見せられる所がUs i d eの魅力。

このままだ。

(d) 3ページ目上から11行目 『乙38・50を踏まえて・・・(2)最後まで』

前述、(2)別件訴訟の控訴審判決について(a)で論述した通り。

(3) その他証拠について

(a) 『乙27、28の件は、クリック数保障がなされた取引先について、アクセス数保障の計測について意見が食い違ったものであり虚偽説明による勧誘が問題となったものではない』との主張を認めない。

被告は、原告のハイステージ及びユーサイドの悪質カラクリを前訴や本訴で証明してきた。

ユーサイドには、ユーザー自体を使用するユーザーなど居ないと言って良いレベルである。

しかし、訴外他社に対して乙27、28でアクセス数保障を行っている。

これが、被告に行った営業と同じ事を意味する。ユーザーも居ないのに何故アクセス数保障ができるのだ？

クソつまらん言い訳するな。

(b)『インターネット掲示板等になされた匿名の投稿であって、これらによって真実性が立証されるものではない。』との主張を認めない。

乙53は顔出して、所属企業もでているけどな

s 3
株式会社 代表取締役 様
o a
様のご友人の様だが？

発言に真実性が無いか？

被告には、原告から悪質な営業を仕掛けられたとのEメールも来ているのだが、これはどう言う事だ？ これを証拠として提出しても、原告は嘘と主張するのだろ？

原告が被告に対して行ってきた事、被告に送られてきた原告営業に騙されたという他社からの被害Eメール、インターネットでの原告への誹謗中傷。

これらと、被告が解明した原告広告媒体ハイステージとユーサイドに仕掛けられた悪質なカラクリを見ると再現性があるのだよ。わかる？

第3 損害について

『被告らは、平成24年6月5日 大和企業投資株式会社に info アドレス宛に同社の社長宛のメールを送信し、被告準備書面1のPDFデータを送りつけた。被告らは、大和企業投資から連絡を受け、対応に迫られる事となった』との主張について

この情報には間違いがある。

原告の訴状や準備書面も全て送っているのだが？ 知らないのか？

そして、原告の主張が全く理解不能。

原告は、自らに降りかかっている疑念を晴らす為に訴訟を行っているのでは無いのか？

だったら、その疑念を晴らす場に投資家様に立ち会って頂くのが最良だと思うが？

被告が気を利かせ過ぎて、原告が気が利かないと叱責されたのか？

その場合は、出過ぎた真似をしたな。

控訴審以降からは、大和企業投資株式会社 及び 三井住友 SMBC (SMBC 三井住友銀行?)
にもお知らせする。

頑張って、疑念を晴らしてくれ。

裁判進行及びその他について

(1) 原告は、被告が出した準備書面2 (被告) にて請求した事実関係の認否及び釈明、証拠提出を拒否し、それらに関する戯言を再度主張し始めた。

これでは、何の為に証拠を探し真実を立証してきたのか解らない。

今回の準備書面では、被告が原告に悪質な営業を仕掛けられたとのEメールがあると主張した。しかし証拠書類としては提出しない。

提出しない理由は、被告が正当な立証を行い、それについての反論を求めても、原告はただ拒否するだけで言い訳じみた主張を繰り返す。こんな愚行に付き合いきれない。

上記原告行為は、明らかに裁判の域を超えた愚行。

これ以上論争をしても無駄です。裁判を引き延ばして、嫌がらせをしているだけです。

被告の主張で不備があれば指摘ください。再度立証を致します。

もし、被告主張が全て通る場合は結審ください。

(2) リーバマン法律事務所 石井 邦尚 と 法律事務所フロンティア・ロー 宮島 渉の今回の行為は、明らかに裁判の域を超えたものであった。

リーバマン法律事務所 石井 邦尚 と 法律事務所フロンティア・ロー 宮島 渉は、裁判上の主張と言うだろうが、今回はその様なレベルでは無い。

あまり人を本気にさせるなよ。

(3) スターティーインターナショナル株式会社の子会社による不動産詐欺が、いつの間に話題に出なくなったな。

スターティーインターナショナル株式会社が、さくらのレンタルサーバに行った業務妨害4回の内の1つが乙46-1。その内容が下記だ。

ご連絡日 [2011/05/06]

平素は弊社サービスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

さくらインターネットabuse対策チームの林と申します。

ご利用の弊社サービス「さくらのレンタルサーバ」で運用されておりますコンテンツに対し、送信防止措置依頼の申し立てがございましたのでご連絡いたします。

以下、申し立て内容となりますのでご確認ください。

【侵害されたとする権利】

業務妨害 名誉毀損 信用毀損

【権利が侵害されたとする理由】

不動産詐欺と明言しているが根拠のないまったくのでたらめであり、当社の業務妨害、ならびに名誉毀損、信用毀損である。

尚且つ当社に関することと思われるようなことを匿名でもかかわらず連絡を受けているとし、あたかも当社が詐欺行為をしたかのように一般人に誤認を与えるように記載している。

【通知人】

株式会社レア

東京都港区白金5-1-2レジデンス白金202号室

代表取締役 佐藤友哉

上記を見ていると、被告周辺でどのような虚言流布をしているのか手に取る様に把握できる。

誰が匿名による情報提供と言ったのだ？

上記は、業務妨害の意味と言うよりも、どの位詳細な情報を持っているのか、刑事告訴をした際の原告リスクを知る為に釣りをしたのだろ？

当時の回答は、下記を送っているはずだ。

2011/05/12 回答

株式会社レアについては、詐欺の情報は貰っている。

その情報を貰った人物の個人名も分る。この人物も詐欺証拠音源は持っている。

こちらが知らないのは、音源の大元の人物である。

ここから音源を譲り受けたいと公開している。

音源は、

- ・録音された経緯
- ・録音が何処から何処に渡ったか
- ・内容
- ・録音時間

は教えてもらっている。

なお、この件については刑事民事共にこれから進められる事になる。

であるから、これ以上の情報は渡せない。証拠隠滅されるから。

警察になら情報は全てお渡しできる。

株式会社セントラルマーケット 代表 加藤も刑事で動くと言っているのだから
株式会社レアも刑事で訴えれば良いだけでは？

これこそ、嘘の情報ならば早急に警察へ行くべきだと思う。

刑事での決着については、お互いに望んでいる事だと思うが？

以上。

この情報に加えて、もう少し情報を渡してやる。

情報提供者の個人名は、偽名で無いだろうと言う事まで独自に確認している。
真実性が違うだろ？

(4) 送達された訴状内容が同じ物の様でしたので、被告連名にて対応を致します。

以上